

平成 23 年 10 月 25 日

各 位

株式会社志多組

代表取締役社長 志多 宏彦

再生手続終結に関するお知らせ

謹啓 霜降の候 いよいよ御清栄の段 大慶に存じます。

平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は平成 20 年 8 月 15 日付にて東京地方裁判所から民事再生手続開始決定を受け、平成 21 年 2 月 4 日付にて同裁判所から再生計画認可決定を受けてより、全社を挙げてその履行に努めて参りました。

再生計画遂行にあたり、債権者各位をはじめ関係者の皆様には多大な御迷惑と御心配をお掛けいたしました。御陰様でこの度平成 23 年 10 月 18 日付にて同裁判所から民事再生手続終結決定を受けましたのでお知らせいたします。

これもひとえに関係者の皆様の格別の御理解と御支援の賜物と重ねて衷心より厚く御礼申し上げます。

今後も皆様に賜りました数々の御厚情に報いるべく、弊社社員一同、力を合わせて事業活動に邁進して参ります。

皆様におかれては、甚だ勝手乍ら何卒引き続き暖かい御支援と御指導・御鞭撻のほど、伏してお願い申し上げます。

敬白

平成20年(再)第171号 再生手続開始申立事件

決 定

宮崎県宮崎市高千穂通一丁目4番30号
再生債務者 株式会社志多組

主 文

本件再生手続を終結する。

理 由

再生計画認可の決定が確定したので、主文のとおり決定する。

平成23年10月18日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 鹿子木 康

裁判官 住友隆行

裁判官 鈴木義和

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 吉井 篤



平成20年（再）第171号再生手続開始申立事件

決 定

宮崎県宮崎市高千穂通一丁目4番30号
再生債務者 株式会社志多組
代表者代表取締役 早川 忠孝

主 文

平成20年8月8日にした監督命令を取り消す。

平成23年10月18日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 鹿子木 康

裁判官 住友隆行

裁判官 鈴木義和

これは正本である。
平成23年10月18日
東京地方裁判所民事第20部
裁判所書記官 吉井 篤

